平成２５年（フ）第３４号
栃木県宇都宮市下栗町465番地２　ひばりマンション101、前住所栃木県小山市大字東山田448番地73
債務者　宇賀持　豊
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５号
栃木県宇都宮市石井町2991番地16
債務者　田中　久章
１　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５号
愛知県岡崎市若松東３丁目５番地１　市営若松荘３―404
債務者　大城　志穂
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１９７６号
北海道千歳市春日町２丁目７番34号
破産者　小野　秀幸
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７２４号
埼玉県川口市桜町２丁目２番９号、前住所さいたま市南区大字太田窪2024番地２
破産者　横川　伸一
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
富山県中新川郡上市町森尻512番地　森尻団地
破産者　中盛　勝年
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９７号
長野県中野市大字新井711番地
破産者　田澤　昭男
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
滋賀県彦根市東沼波町1130番地７、破産手続開始決定時の住所滋賀県彦根市中藪１丁目７番30号
破産者　清水　幸子
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第８３５２号
大阪府東大阪市日下町１丁目２番30―204号
破産者　竹中　充敏
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９号
大阪市西淀川区大和田５丁目７番13号、開始決定時の住所大阪市西淀川区大和田２丁目３番16号
破産者　芝下　広郎
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５２３号
大阪市北区天神橋６丁目５番16号
破産者　米澤　一陽
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６１号
広島市中区大手町５丁目３番12―805号
破産者　鼻岡　甫訓
１　決定年月日　平成25年２月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３号
北海道北見市高栄西町８丁目８番８号
破産者　舟崎　政利
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
福島県本宮市高木字根岸29番地
破産者　菊地　一夫
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
徳島県海部郡美波町奥河内字櫛ヶ谷237番地13　町営櫛ヶ谷住宅２号棟202号、前住所徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天１番地３
破産者　丸龍　孝敏
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第２８号
大分県速見郡日出町大字藤原6005番地50
破産者　小路　　郁
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係